

275.6

29

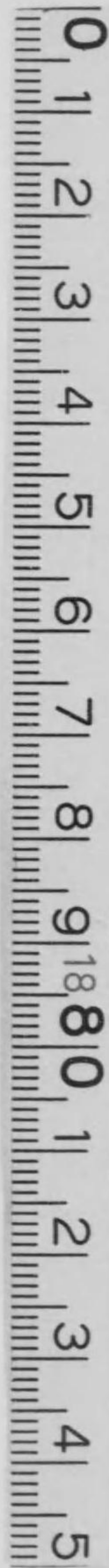
設施るす關に勵獎儉勤

查 調 局 會 社



トツレフンバ育教會社  
輯 一 十 第

人 法 團 財  
會 協 育 教 會 社



始











目次

勤儉奨励施設概要……………三

勤儉奨励に関する計畫要綱……………三

    勤儉奨励の要旨、勤儉奨励に関する機關、勤儉奨励の方法、總理大臣の聲明……………三

全國諸機關の活動……………二

各種預金に現はれた狀況……………二

    貯蓄預金の狀況、産業組合貯金の狀況、交換及代理組合銀行預金の狀況、簡易生命保險加入の狀況、郵便貯金の狀況……………二

地方的に現はれた事例……………一六

    大阪府下に於ける酒煙草の消費狀況、山口縣に於ける奢侈的消費狀況、廣島縣双三郡に於ける施設、神奈川縣に於ける施設……………一六

家庭經濟に関する改善施設……………二

    東京府、廣島市、岐阜縣、新潟縣、京都府、鹿兒島縣……………二



尾道高等女學校に於ける施設……………三三

愛媛縣中等學校に於ける施設……………三三

大阪府下の煙草賣上狀況……………三三

前橋市に於ける廉賣施設……………三五

愛媛縣の懸賞我家の豫算……………三六

佐賀縣下の社會奉仕施設……………三六

横濱市に於ける貯蓄施設……………三七

概 括……………三七

参 考 諸 表……………三九

### 勤儉獎勵に關する施設

内務省社會局

#### 勤儉獎勵施設概要

大正十三年八月、政府は閣議を以て、勤儉獎勵に關する計畫要綱を定め、中央地方相呼應して全國一齊に該運動を開始した。其の何が故に之れを開始するに至つたか、又如何なる方法を以て之れが實績を收めんとするかは、左に掲ぐる勤儉獎勵に關する計畫要綱並に總理大臣の聲明に依つて其の大體を知ることが出来るであらう。

#### 勤儉獎勵に關する計畫要綱

昨秋大震の餘殃未だ銷えず、現下内外の情勢頗る多事なるに拘らず、浮華放縱の弊依然として



4  
俗をなすは、邦家百年の爲定に寒心に禁へざる所なり、今や國民精神の振張を圖り、國家經濟の難關を打開し、以て國力の伸暢を期するは、事極めて緊急の要務に屬す。而して此の時局を濟ふの第一歩は、戊申詔書竝に國民精神作興に關する詔書の御趣旨を奉體し、質實剛健の民俗を作り、勤儉力行の國風を興し、以て國力の充實を計るに在り。依りて茲に勤儉獎勵の運動を興し、國運の進展に資せんとす。今之れが趣旨機關竝に方法に就き、其の概要を示すこと左の如し。

第一、勤儉獎勵の要旨

第二、勤儉獎勵に關する機關

第三、勤儉獎勵の方法

第一 勤儉獎勵の要旨

- 一 戊申詔書竝に國民精神作興に關する詔書の趣旨を普及徹底せしめ、國民をして之れが實踐躬行を期せしむること。
- 二 質素勤勉貯蓄の道德的竝に經濟的意義を闡明し、且つ其の力行の必要なる所以を明にすること。

- 三 刻下我が國財政竝に經濟の難局に在るを明にすると共に、國際貸借の狀勢に鑑み、貿易改善の必要を説き、以て國民の反省自覺を促すこと。
- 四 無爲徒食の個人的竝に社會的に不可なる所以を明かにし、國民舉て勤勞を尙び、業務を楽しむの氣風を養ふこと。
- 五 能率増進の方法を講じ、優秀なる成果を收めしむること。
- 六 勉めて國産品を以て、外國品の使用に代へ、贅澤品に就ては、外國品と内國品たるを問はず、之が消費を抑制するの要あるを説明すること。
- 七 生活を簡素にして、社會生活に於ける各種の弊習を矯正するの必要に就き、國民の覺醒を促すこと。
- 八 公債の應募、債券の購入、郵便貯金、簡易生命保險其の他の各種方法に依る貯蓄を獎勵すること。

第二 勤儉獎勵に關する機關

- 一 勤儉獎勵中央委員會を設置すること。



内務大臣の管理の下に、勤儉獎勵中央委員會を置き内務、文部、大藏、農商務、逓信等の關係官吏及民間に於ける學識經驗ある者を以て之を組織し、舉國一致勤儉の實を擧ぐるに就き、諸般の調査攻究を爲し、關係各方面に於て擔當實行すべき事項を協定すること。

## 二 勤儉獎勵地方委員會を設置すること

地方に於ては中央に準じ、地方長官を中心とし、勤儉獎勵地方委員會を道府縣廳に設置すること、但し此の種の施設にして既設のものある場合、之を勤儉獎勵地方委員會に代ふることを得。

## 三 教化團體其の他の民間團體の協力を求むること

- 1 教化團體、産業組合其の他の公益的諸團體。
- 2 實業團體其の他の團體。

## 四 官公署及民間團體に於ては、勤儉獎勵委員會に於て講究せられたる事項を参照し、相當計畫を定め勤儉獎勵並に其の實行に努むること。

### 第三 勤儉獎勵の方法

#### 一 總理大臣より聲明を發すること。

#### 二 宣傳方法

- 1 新聞雜誌と連絡を圖り宣傳の協力を求むること。
- 2 勤儉獎勵に關する冊子を作製頒布すること。
- 3 勤儉獎勵に關する講演の開催並に活動寫眞の利用を爲すこと。
- 4 各學校に於ては、學生生徒兒童に對し勤儉獎勵の訓話をなすの機會を多からしむること。
- 5 勤儉獎勵に關する「ポスター」標語並に唱歌民謡の懸賞募集をなすこと。
- 6 汽車、電車内及停車場、學校、寺院等適當の場所に「ポスター」を掲ぐること。
- 7 劇場、活動寫眞館、寄席等に於て幕間を利用し幻燈其の他の方法を以て勤儉獎勵の趣旨を觀客に宣傳せしむること。
- 8 郵便切手、汽車、電車、電車の切符其の他官公署發行の印刷物及消印等に成るべく勤儉獎勵の標語を記入すること。



三 年四回勤儉週間を定め此の運動中は、特に國民舉つて勤儉貯蓄の實を擧ぐることに。  
 四 國定教科書に今一層勤儉獎勵の趣旨を加ふることに。  
 五 舶來品即ち優良なりとの誤れる觀念を打破し、優良なる國産品を紹介し、之が使用を獎勵すること。

六 贅澤品の輸入消費等に關し統計を發表し國民の自覺を促し、贅澤品の使用を抑制すること。  
 七 勤儉實行に關する機關を獎勵すること。

既設各種勤儉實行に關する機關の活動を促すは勿論、都市に於ては官公署、軍隊、學校、會社、銀行、工場等を單位とし勤儉實行に關する機關を設けしめ其の實績を擧げしむること。

以上

#### 總理大臣の聲明

大戦終結の後既に七年、歐米列強は夙に財政經濟の整理緊縮を斷行し、其の國民亦能く翕然として力を勤儉に致し、戦後の經營國力の充實兩つながら既に見るべきものあり。翻て内に顧みる

に、帝國は戦時經濟界の好況に溺惑して人心一たび度を失ひ、輕佻浮華の風隨て生じたる以來節制の加へ難きもの茲に年あり。一面戦後の反動を経て經濟界の不況を來たし、其の整理安定未だ成らざるに際し慘烈無比の災禍に遭遇す。財政上の負擔は歲計累年の膨脹と相俟て頗に重きを加へ、一般の消費亦爲に繁きを致す。産業の萎靡、貿易の逆勢愈々著しく、邦家の前途憂慮に堪へざるものあり。是れ正に朝野悚然として戒慎し、決然起て國運の發展を期圖し、戮力一致民風を作興し、勇斷以て難局の打開を策すべきの秋なり。畏くも九重に於かせられては深く世局を軫念あらせられ、客年十一月國民精神の作興に關する詔書を渙發せられ、國家興隆の本を固くするの道を示させ給ふ。然れども積年の頹風は今尙ほ之を一轉するに難く、奢侈浪費の習未だ改まるに至らざるは、洵に寒心に堪へざる所なり。不肖就任以來銳意聖旨に副はむとし、先づ庶僚を督勵して官紀の振肅を遂行し、由て以て一般綱紀の肅正に資するを念とし、中央地方を通じて行政及財政を釐革し、冗費を節し餘資を捻出して財界の安定國力の振興を圖り、更に贅澤品等の輸入税に關する法律の制定、其他各般の施設に依り、現下の難境に對する國民の自覺を促し、奢侈安逸の陋習を一洗して勤儉力行の美風を振起せむことを期したり。



茲に震災一週年の日到来に方りて當時を回想するに、百年拮据の都邑一朝にして大半廢墟に歸し、光景悽愴人をして今尙膚に粟するを覺へしむ。爾來一年復興の事業前途固より遼遠なりと雖、而かも暮年ならずして生業の回復見るべきものあるを認む。艱苦に耐へ、窮乏を忍び、鼓勵緊張、大に自ら任ずる者にして初めて能く斯の如くなるを得べし。既に此猛然たる努力の體驗を経たり。今乃ち當時以來の記憶を新にして意を決する所あらば、克己自制以て陋習を打破する蓋し至難の業に非ざるなり。願ふに深刻なる印象永く拭ふべからざる是の日を出發點として、勤勞を尙び業務を樂み無爲徒食を斥け、年來の情風を一轉して齊しく紀律節制ある生活に入るは、當さに爲さざるべからざるのことたり。不肖は國民が深く自ら當時の心を喚起し、相率ゐて質實剛健の風を興し、進んで世局匡救の負擔を分ち、以て 聖旨を對揚するに於て遺憾なかるべきを信ず。而して是れ實に不肖の切に期待する所なり。

大正十三年九月一日

内閣總理大臣 子爵 加藤 高明

### 全國諸機關の活動

右計畫要綱に基き、該運動の系統的實行機關として、中央に於ては、内務大臣管理の下に勤儉獎勵中央委員會を設け、地方に於ても夫々適當の機關を設けて、之れが實行を期したのであるが、此等の機關は、大正十四年五月に於て、府縣を單位とする地方委員會四十四、郡市を單位とする地方分會四百九十八、町村分會三千八百九十七、既設の團體にして該運動に従事するもの七千四百四十四、計一万一千五百八十三に及んで居る。

中央委員會は、今日まで既に開會六回、決議事項十九に達し、其の都度關係各官廳及地方委員會地方長官等に決議事項を移牒して、連絡を密にし相提携して趣旨の徹底と實效を擧ぐるに遺漏なからむことを期し、又隨時一定の期間を設けて、特に該運動を強調するの極めて有效なるを認め、第一回勤儉獎勵中央委員會に於て、年四回實施のことに議決せられ、爾來回を重ねること五回、本年は該運動の推移に鑑み、強調期間を年一回と改め、去る二月十五日より一週間の期し、其第六回を實施し斯くて全國的に該運動を強調した。此の期間中、各府縣は、種々の方途を講じ或は言論機關と連絡を圖り、或は講演會、活動寫眞會、展覽會、協議會等を開催し、更らにボス



ター、パンフレット其他各種の印刷物を配布するなど、大に其の宣傳と趣旨の普及とに力を用いたのであつた。就中、小學兒童並に中等學校生徒より勤儉獎勵の標語を募集し、廣く世上に紹介したるが如き、其の工夫必らずしも嶄新なりといふべからざるも、而も其の効果は鮮少なからざるべきを思はしむるものがあつた。

又、社會局に於ては、中央委員會の決議に基き、ポスター、パンフレットの配布、講師の派遣等に依つて、趣旨の普及に努むると共に、家庭經濟講習會の開催、勤儉獎勵ポスター圖案懸賞募集、生活に餘裕ある向に對する希望書翰の送付、都下婦人團體代表者協議會等を行ひ、尙目下勤儉獎勵活動寫眞書懸賞募集中である。

次に本運動に關する各地の施設事項は、素より多種多様であるが、大體に於て郵便貯金、規約貯金、簡易保險の加入、復興債券の應募等の獎勵、業務の精勵、道路、下水、堤防の修理、神社學校の掃除等社會奉仕としての勞働、副業獎勵、生活改善、能率の増進等に關する諸施設、豫算生活其他婦人を中心とする家庭經濟に關する講習會、展覽會、生活に餘裕ある向に對する勤儉獎勵並に前記の通りポスター、パンフレットの配布、勤儉獎勵に關する各種懸賞募集等で、此等の

諸施設は、趣旨の普及と共に、序を追ふて具體的に進んで居る。

以上の諸施設は、經濟生活、社會生活の各方面に亘り、殊に之れが効果は、精神上の問題に屬するもの少なくないので、素より短期間に其の實績を收むること難く、且つ數字を以て詳細具體的に示すことが出來ないけれども、次に掲ぐる事例の如きは、大體に於て該運動の結果の一斑を推知するに足るものと思ふ。



## 事例

## 各種預金に現はれた状況

## 貯蓄預金の状況

貯蓄預金は、大正十二年末現在に於て、普通貯金三億一千六百四十六萬二千二十三圓、預金人員七百二十一萬三千八百八十五人、据置貯金一千二百七十七萬五千圓、貯金人員五萬七千九百六十二人であつたが、十三年末現在に於ては、普通貯金三億三千七百十萬六千七百七十二圓、預金人員七百五十萬一千八百七十二人、据置貯金三千四百六十六萬二千四百九十圓、預金人員六萬七千七十七人に増加を示した。

## 産業組合貯金の状況

産業組合貯金は、大正十二年受入額八億四千九百九十七萬二千七百三十三圓、拂出額五億六千六百一十萬二千三百七十九圓にして、年末現在二億八千八百八十七萬三千五百五十四圓であつたが、大正十三年に於ては、受入額十億三千四百六十一萬七千四百四十一圓、拂出額六億八千九百八十二萬三千九

百三十三圓、年末現在額三億四千四百七十九萬三千五百八圓となり、更に大正十四年に於ては受入額十四億四千九百八十六萬七千二百二十三圓、拂出額九億二千四百五十八萬四千二百四圓、年末現在高五億二千五百二十八萬三千九百九十九圓に増加した。

## 交換及代理組合銀行預金の状況

一般銀行預金額は、詳細に之を知ること困難であるが、交換及代理組合銀行（銀行數三百八十四）預金總額を見るに、大正十二年末に於ては四十九億八千八百九十四萬九千圓であつたが、大正十三年末に於ては、五十一億三千四百九萬二千圓、大正十四年末に於ては、五十四億百八十三萬三千圓に増加した。

## 簡易生命保険加入の状況

簡易生命保険加入状況を見るに、大正十二年度末に於ては、契約人員五百十五萬七千六百人、保険金額六億一千八百六十三萬七千三百四十四圓であつたが、大正十三年末に於ては、契約人員六百五十二萬三千百七十七人、保険金額八億二千六百六十四萬九千六百四十一圓となり、更に大正十四年度末に於ては契約人員八百三十四萬七百五十三人、保険金額十億五千六百九十萬八千六百六十六



圓に増加したのである。

#### 郵便貯金の状況

郵便貯金は、大正十二年末貯金額十億九千九百六十一萬一千八百四十四圓、貯金人員二千七百八十四萬七千五百六十五人であつたが、大正十三年末に於ては、貯金額十一億四十一萬五百五十三圓、貯金人員二千九百七十八萬五千八百八十五人に増加し、更に大正十四年末に於ては貯金額十一億三千六百五十九萬三千九百二十一圓、貯金人員三千二百二十九萬七百六十八人に増加した。

#### 地方的事例

以上の數頂は、主として全國的事例に屬するも、更らに地方的のものは、大略左の如き有様である。

#### 大阪府下に於ける酒類及煙草の消費状況

大阪府下七郡十ヶ町村に就きて、勤儉獎勵運動開始前後一ヶ年間の、酒類及び煙草の消費状況調査に依ると、大正十二年九月より十三年八月に至る一ヶ年間の、酒類の消費量及煙草賣上高は二千九十二石及十萬八千八百八十九圓であるが、大正十三年九月より大正十四年八月に至る一ヶ年に

於ては、千八百四十三石及八萬九千七百圓に減少を示した。

#### 山口縣に於ける奢侈的消費状況

第一回強調期間（大正十三年十一月十日より一週間）と、該期間前一週間とに就て、山口縣下二十九警察署調査に依ると、料理屋客數及其の賣上高は、週間前二萬四千七百五十七人、十七萬六千三百六十七圓であつたが、週間中に於ては、二萬百六十九人、四萬九千七百九十七圓に、又酒の賣上高は週間前三十六萬一千九百一十一圓であつたが、週間中に於ては三十二萬三千三百五十二圓に、又煙草の賣上高は週間前十一萬五千八百二十圓であつたが、週間中は十萬三千二百五十五圓に何れも減少を示した。

#### 廣島縣双三郡に於ける施設

廣島縣双三郡に於ては、郡内各戸に毎月十錢以上の規約貯金を爲すことを決議し、爾來勵行して來たが、第二回強調期間に於ては此の規約貯金の外、左の通りの増加を見た。

一、一般村民の貯金

一千六百圓

一、同 簡易保險

四十口



- 一、青年團貯金 三百十五圓
- 一、處女會貯金 百二十圓
- 一、小學校貯金 千五百圓
- 計 三千五百三十五圓

神奈川縣に於ける施設

神奈川縣に於ては、第二回勤儉強調期間に於ける一施設として、調査カード四万枚を作製し、之れを管下の縣市郡町村吏員、中等學校、女學校並に師範學校の職員及生徒（四年生以上）、會社工場、警察署、青年團、處女會、小學校職員等に對して配布し、其の記入回送方を求めたが、左は會社工場の回答數並其の實行成績表である。他の調査は紙數に限りあるを以て之れを割く。

調査カード回答數

會社	工場別	社員	従業員	計	摘	要
株式會社	川崎工場	三	一八	二一		
鈴木商店						
東京製綱會社	横濱工場	四	九	一三		

各人ノ任意(俸給差引)貯金ニ對シ會社ニテ利子ヲ附ス

禁酒共鳴會(沼上龜藏)復興債券購入會(中郡岡崎町)

初穂積會(石渡幸吉)互樂講(白井一太郎)(久比里上町)

禁酒日、禁煙日、間食廢止日、勤勉日、簡易保險加入日、復興債券購入日、豫算生活日

第二回勤儉強調期間(各會社工場従業員)實行成績表

株式會社	船渠部	三	五	八
淺野造船所				
旭硝子株式會社	鶴見工場		二六	二六
日清製油株式會社	横濱工場	五	三	八
株式會社	淺野造船所	二九	二〇	四九
平塚海軍火藥廠		四	一六〇	一六四
浦賀船渠株式會社	浦賀工場		一三四	一三四
株式會社	日本蓄音器商會	一一	一八	三〇
大日本麥酒株式會社	保土ヶ谷工場	四六	二六	七二
日本鋼管株式會社		二	六九	七一
合	計	一五六	八六三	一、〇一九



實行事項	人員	實行事項	人員	實行事項	人員
節煙	一三三	節酒	七五	禁煙	八四
禁酒	一一六	貯金	二三一	勤勉力行	二三六
廢物利用	三五	徒步主義實行	五〇	物品ノ尊重	二九
社會奉仕	四五	時間ノ尊重	四五	電光節約	一七
燃料ノ節約	一六	水道節約	九	理髮費ノ節約	三三
通信費ノ節約	一一	冗費節約	一一四	生活費ノ節約	一〇五
活動見物ノ中止(減)	四一	間食廢止(減)	六四	修養書閱讀	一一
修養書購入	七	克己反省	五六	早起	四五
他人ニ對シ勤儉ノ意義ヲ強調ス	五四	神社佛閣ノ參拜	一五	社交上ノ改善	二二
宴會行ノ中止	九	雜誌購入ノ中止	三	新シキ衣類購入ノ中止	一五
現金買物主義實行	一九	豫算生活ノ實行	二五	綿服主義ノ實行	三七
麥飯勵行	三一	内職(副業)	六	養鶏	一九
飼羊	二	閑地利用ノ栽培	一九	保險加入	三二

復興債券ノ購入	二九	國産品ノ愛用	三〇	日誌記入	一一
國元ノ兩親へ送金	三	化粧品ノ廢止	五	計	一、九九四

家庭經濟に關する改善施設

第三回強調週間を迎ふるに際し、中央委員會では「勤儉實行に關し婦人の自覺を促すに適切な施設に關する件」を決議し、之れを地方委員會々長及各府縣知事に移牒して、趣旨の普及並に施設の實行を庶幾したが、右の事項に關しては各府縣何れも其の必要を痛感し、施設に計畫に見るべきもの鮮くない。先づ活動寫眞を利用して婦人中心の講演會を開催せるあり、或は専門の講師を聘して家庭經濟に關する講演會を開くあり、又不用品及廢物利用展覽會を開催せる向もありて、相當の効果を收めたるものゝ如く思はれる。右に關し二三の實例を掲ぐれば、

東京府 に於ては、勤儉の力行は婦人の力に俟つべき事項尠なからざるを認め、生活改善同盟會婦人役員及び關係者六十七名を勤儉獎勵東京實行委員に委嘱し、十二月四日之れを府廳に招集、越へて十二月十六日「豫算生活の實行方法並普及方法如何」其他の事項につき、實行委員の意見を徴し、其の答申に基き翌年一月より二月に涉り、婦人を講師とする豫算講習會を各市區



に開き、更らに豫算生活實行獎勵の一助として記載方法を示したる家計簿及傳票を考案し、三萬部印刷して、廣く之れを各島郡市區町村等に頒布し、第三回強調週間に於ても、適當の個所に家庭經濟講習會を開催した。

廣島市に於ては、強調週間たる六月十日より同十六日まで、廢物利用小兒服裁縫講習會を開き、廢物を利用して小兒服帽子等十二種類の裁ち方を講習せしめたが、講習員八十名の豫定が忽ちに超過して二百三十四名の申込者あり、己むなく百名だけ選定して講習せしめた程である。

岐阜縣に於ては、不用品及廢物利用展覽會を六月十日より一週間開催したが、出品點數一千餘點、觀覽者五千名に達した。

新潟縣にては、特に婦人文化講座の設置を縣下各女學校に懇願して、其の實行を見た。

京都府にては、料理法、洗濯法、副業廢物利用、空地利用、簡易家計簿記法、物品々質鑑別法、能率増進其他生活改善事項に關する婦人家庭經濟講習會を開催した。

鹿児島縣にては、婦人の日常生活家庭經濟、社交儀禮等につき、改善を要すべき事項並に

之れが實行要目、方法等を一般縣民より募集し、採擇されたる者に相當謝禮を贈つた。

#### 尾道高等女學校に於ける施設

第四回強調週間の際、廣島縣尾道高等女學校に於ては、勤儉の自覺を體驗せしめんが爲め、二百九十六名の生徒をして、同校制定の冬服を學校に於て調製せしめたるに、普通商店に於て調製せるものと其の費用に於て少からざる利益あることを發見した。即ち一人分材料費一圓九十四錢八厘、一人分仕立費三圓、一人分計四圓九十四錢八厘、二百九十六人分計一千四百六十四圓六十五錢九厘の利益があつたので、今後は凡て學校に於て調製せしむることとした。

#### 愛媛縣中等學校に於ける施設

愛媛縣に於ては、豫算生活確立の第一歩として先づ生徒の良習を養はしむるの必要を認め、縣下中等學校生徒をして學資支出の記帳を爲さしめ時々之れを檢閲指導を爲すこととしたが、大正十五年四月中に於て四十一校中之れが實施を爲せるもの男子十七校、女子十二校計二十九校に達し小學校、補習學校等に於ても之れに倣ふもの漸次多きを致すの狀況である。

#### 大阪府下に於ける煙草賣上狀況



大阪府下に於ける大正十三年一月より十月に至る煙草賣上總額と、大正十四年一月より十月に至るものとを比較するに、左の如き結果を見た。(元賣捌店佐竹甚藏氏に付き調査)

煙草賣上總高比較表

(○印ハ増 △印ハ減)

大正十四年	大正十三年	増	減
一月	三四六、四一〇圓	△	九、九八二
二月	三五二、四八〇	△	三一、六二八
三月	四一〇、二九七	○	一〇、二六六
四月	三八八、六八七	△	九、三〇六
五月	三九〇、七四九	△	一八、三七〇
六月	三五九、七九三	△	一七、六八一
七月	三九七、四四七	△	五一、三三一
八月	四五五、七三六	○	四二、一七一
九月	三三三、六四七	△	七、九四四

十月計 三三四、〇三三  
三、七六九、二六一

三七〇、二七四  
三、八九九、三〇七  
△三六、二四一  
△一三〇、〇四六

前橋市の廉賣施設

愛國婦人會群馬支部、前橋婦人會主催の下に、前橋市方面委員後援を爲し、十四年十一月十日より十三日まで三日間、前橋市に於て不用品を蒐集し、之れを廉賣して其の活用を計らしむるため、勤儉バザールを行ふた成績は左の如し。

勤儉バザール成績表

區名	町名	現在戸數	出品戸數	出 品 格	賣 却 格
第 一	甲岩神町	八八三	七	七八 一三六、〇八〇	一一 三〇、三〇〇
	乙岩神町	—	—	—	—
第 二	荻 町	三〇九	五	二一 二〇二、四五〇	一四 五四、四五〇
	國領町	五八四	四	二二 一六、九五〇	一五 七、三五〇
第 三	向 町	五一九	四	一六 二二三、〇五〇	七 二九、五〇〇
	向 町	—	—	—	—
計				一一六 三五三、六〇〇	七八 一五五、〇〇〇



區		三										
計	他町ノ分	石川町	南曲輪町	曲輪町	北曲輪町	神明町	相生町	本町	連雀町	紺屋町	桑町	横山町
三、六〇三		一四八	三一七	五三〇	三四五	四〇六	一五一	二一一	一八〇	二四七	八〇	一二七
六八	一	一	二	一	八	四	三	一〇	九	三	一	八
三八八	一	三	二	四	六二	三九	八	四九	二七	一〇	二	四九
一、二四四、四〇〇	七、〇〇〇	五五〇	四、〇〇〇	四六、〇〇〇	三五六、八七〇	九七、一〇〇	一四、〇〇〇	一〇九、三〇〇	九四、一〇〇	一六、七〇〇	二五、〇〇〇	八七、〇〇〇
三一八	一	三	二	三	四二	三四	六	四七	二四	九	一	四四
七〇九、四二〇		五五〇	四、〇〇〇	二六、〇〇〇	二二二、一〇〇	七三、四〇〇	六、五〇〇	一〇三、二〇〇	六九、六〇〇	一六、二〇〇		七四、二〇〇

區		第二										
計	細ヶ澤町	才川町	清王寺町	甲一毛町	乙一毛町	小柳町	諏訪町	計	豎川町	立川町	萱町	坂町
二、五一一	二二六	七四四	五九九	九一四	三三一	三七〇	二、九五八	一五四	三一六	一七三	二一八	
四八	神明町二分七	九	三	一四	一三	八	五五	九	四	四	四	
二七三一、〇一四、九三〇	一四	四八	九	六六	五六	二四	二四六一、一四〇、二〇〇	九一	一一	一一	三〇	
一四、九三〇	六〇、三〇〇	三五四、九〇〇	七三、三〇〇	二六八、六五〇	二三〇、一〇〇	八一、三〇〇	一三一、九五〇	一一一、五五〇	一三、五〇〇	二五一、七三〇		
一四一	一二	二三	七	四三	四八	一九	一七三	八七	一一	三	三	
三二二、三〇〇	三四、二〇〇	一八一、五〇〇	一三、八〇〇	一〇三、二五〇	一一六、九五〇	六三、一〇〇	五四四、五五〇	九五、四二〇	一三、五〇〇	四、七五〇		



第	區				第	區								
紅雲町	田中町	田町	堀川町	計	他町ノ分	天川原	四軒町	天川區	新二區	百軒町	大塚町	中川町	片貝町	芳町
四六〇	五七六	二三〇	三四一	一、八七六	四一九	一四四	一九九	二七〇	二七〇	八〇	一七八	二七三	四五七	
六	一一	五	一〇	三二	一	二	一	一四	一四	二	二	二	八	
一五	五四	二二	六六	二一四	八八	七	九	五五	五五	四	四	五五	五五	
三七、五〇〇	六二、七六〇	七三、七〇〇	一〇八、六六〇	八五六、五二〇	九五、一五〇	一八、〇五〇	一八、〇五〇	五九五、六五〇	五九五、六五〇	一八、一五〇	一八、一五〇	一八、一五〇	一二五、二二〇	一、〇〇〇
一三	四八	一九	六一	一六六	八三	三	九	二八	二八	一	一	一	四二	三
三七、〇〇〇	五〇、八五〇	一八、四五〇	七七、六六〇	二七三、二一〇	五五、〇七〇	四、三〇〇	一八、〇五〇	一〇九、七三〇	一〇九、七三〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	七八、〇四〇	八、五〇〇

【備考】		區		五		合	
出品物價格壹點當リ平均額	賣却品同上	天川原	六供	市ノ坪	前三六代	前三六代	宗五區分
三、五三〇	二、一五〇	一四四	一八三	二八	三四四	三四四	九三
七、三七〇	七、三七〇	二	二	二	二	二	二
		七	七	七	七	七	七
		二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇
		一六八	一六八	一六八	一六八	一六八	一六八
		二九六、五一〇	二九六、五一〇	二九六、五一〇	二九六、五一〇	二九六、五一〇	二九六、五一〇
		一五一	一五一	一五一	一五一	一五一	一五一
		一九五、三六〇	一九五、三六〇	一九五、三六〇	一九五、三六〇	一九五、三六〇	一九五、三六〇
		九四九	九四九	九四九	九四九	九四九	九四九
		二、〇四四、八四〇	二、〇四四、八四〇	二、〇四四、八四〇	二、〇四四、八四〇	二、〇四四、八四〇	二、〇四四、八四〇

愛媛縣の懸賞「我家の豫算」



第三回勤儉強調週間に際し、愛媛縣にては縣下一般より「我家の豫算」につき懸賞募集を爲したが、第五回強調週間を迎ふるに際し、其の結果を發表した。左に一等當選者の豫算表を掲げて、廣く世の參考に供す。

懸賞 我家の豫算 (一等當選)

愛媛縣新居郡水見町 伏見久能

1 家庭の狀況

職 業	戶主……小學校教員	家族……養雞(約四十羽)	菜園自作(約二十五坪)
家 族	戶主 妻	長男 長女 二女 二男 三男	計
年 齡	四十歲 三十五歲 十一歲 九歲 六歲 四歲 二歲 七人		

2 收入之部

種 目	金 額	收入總額ニ對スル割合	說
俸 給	一、三二〇、〇〇〇	〇、九一三弱	月俸百拾圓ノ一ヶ年分

明

手當及慰勞金	六七、〇〇〇	〇、〇四六強	補習學校手當月額七圓六ヶ月分四二、〇〇〇 年末慰勞金二五、〇〇〇(前年ノ實收入ニヨル)
旅 費	四八、〇〇〇	〇、〇三三	出張、視察、講習等旅費(前年實收入)
其 他	一一、〇〇〇	〇、〇〇八弱	古新聞、反古、空堀其他不用品賣却代 (前年實收入)
合 計	一、四四六、〇〇〇	平均月額 一二〇、五〇〇	特別會計トナシ其純益金ハ不時ノ災害ニ備フル 爲特別貯金トナシ居ルヲ以テ經常費豫算中ニハ 之ヲ加ヘズ
副業(養雞)收入	一六七、〇〇〇		

3 支出之部

費目。項目	金 額	收入總額ニ對スル割合	說
公 費	四九、八〇〇	〇、〇三四強	戸數割上下半期並ニ追加税四二、三〇〇 自轉車税七、五〇〇 (前年實支出額)
教 育 費	一七、五〇〇	〇、〇一二	小學兒童二人(尋四、尋二) 教科書學用品其他七、五〇〇 同學習雜誌書籍七、〇〇〇玩具其他三、〇〇〇
修 養 費	五七、〇〇〇	〇、〇三九	新聞一ヶ年分一二、〇〇〇雜誌二種一ヶ年分 一五、〇〇〇 新刊圖書三〇、〇〇〇
療 藥 費	二八、二〇〇	〇、〇二〇弱	全家族毎月驅蟲劑服用一ヶ年分七、二〇〇 醫藥代一五、〇〇〇 救急材料三、〇〇〇 其他衛生材料藥品三、〇〇〇

明



食		活		實	
食費	四四九、〇〇〇	副食費	一〇二、〇〇〇	被服費	九五、〇〇〇
飯糧費	二三二、〇〇〇	調味費	四八、〇〇〇	備品費	二八、〇〇〇
食費總額ニ對スル比	〇、五七一強	飲料費	五八、〇〇〇	調度費	三七、五〇〇
支米四石八斗(石四〇圓)一九二、〇〇〇		其他	九、〇〇〇		
一七圓)一七、〇〇〇					
糯米一俵(石四五圓)一八、〇〇〇					
其他五、〇〇〇					
魚鳥獸肉類七三、〇〇〇					
乾物類八、〇〇〇					
野菜類九、〇〇〇					
漬物用大根及芋、蓮根等特殊野					
菜ノ外ハ自作セルモノニテ十分)					
其他五、〇〇〇					
醬油三斗九升一五、六〇〇					
味噌五貫三、五〇〇					
鹽卅三斤二、〇〇〇					
砂糖廿二斤七、二〇〇					
味噌五貫三、五〇〇					
味ノ素其他					
四、五〇〇					
酒代三斗三六、〇〇〇					
煙草代一四、〇〇〇					
茶(番					
上)三、五〇〇					
コ、ア、コーヒ、清涼劑等四、五〇〇					
臨時辨當並ニ交際以外ノ會食等其他					
主人冬服一着三五、〇〇〇					
同夏和服一着三、〇〇〇					
主婦夏冬常用着各一着二、〇〇〇					
子供五人夏冬					
常着各一着宛二、〇〇〇					
子供夏通學服男女各一					
着宛五、〇〇〇					
帶シャツ襪褲其他材料一六、〇〇〇					
夜具衣類修理材料其他六、〇〇〇					
家具新調費一、二〇〇					
同補充費六、〇〇〇					
食器補充費六、〇〇〇					
其他四、〇〇〇					
主婦化粧料裝身器七、〇〇〇					
主人履物六、〇〇〇					
主婦履物一、〇〇〇					
足袋靴下八、〇〇〇					
石鹼齒磨筆墨鼻紙半紙等五、五〇〇					

費	
修繕費	一四、〇〇〇
消耗品費	六一、〇〇〇
交際費	九五、〇〇〇
通信費	七、三〇〇
會費	一九、〇〇〇
小遣費	三三、〇〇〇
娛樂費	二九、〇〇〇
雜費	七八、〇〇〇
豫備費	四七、七〇〇
計	一、一四六、〇〇〇
	〇、七九三〃
自轉車修繕九、〇〇〇	
家具其他五、〇〇〇	
電燈10、16燭各一燈壹ヶ年分一八、〇〇〇	
木炭四十貫一〇、〇〇〇	
薪四百貫二六、〇〇〇	
マツチローソク其他七、〇〇〇	
對親戚三二、〇〇〇	
對知人一三、〇〇〇	
對社會二〇、〇〇〇	
對職務三〇、〇〇〇	
(私宅ノ接待費應費ハ食費中ニ繰入ル)	
切手一、八〇〇	
葉書三、〇〇〇	
電信電話其他二、五〇〇	
教育部會費講習會費二、〇〇〇	
同窓會五、〇〇〇	
懇話會費一、八〇〇	
庭球會三、六〇〇	
俳句會一、八〇〇	
其他一、八〇〇	
主人一二、〇〇〇	
家族二一、〇〇〇	
(物語見物間食等)	
園藝費六、〇〇〇	
觀劇其他八、〇〇〇	
遊漁三、五〇〇	
其他娛樂(家族)一一、五〇〇	
寄進寄附、慈善費、部落費、乘車船費、送料、入浴料其他日ニ入ラザルモノ	
(散髪ハ家庭ニ於テ行フ)	
主トシテ臨時費ニ充ツル目的ニシテ剩餘ヲ生ジタル時ハ家産造成費ニ繰入ルモノ	



蓋		積	
保 險 料	教 育 積 立 資 金	住 宅 積 立 資 金	家 産 積 立 資 金
六一、八〇〇	六〇、〇〇〇	八四、〇〇〇	九四、二〇〇
〇、〇四三強	〇、〇四一	〇、〇五八	〇、〇六五
主人保險料三〇、二〇〇(一千圓ニ對スル掛金)	子供一人ニ付毎月一圓宛	現在ハ住宅ノ支給ヲ受ケ居レバ居住費ノ必要ナシ故ニ其費用ト假定シ毎月七圓宛積立テ大正廿四年住宅新築ノ計劃	三十ヶ年計劃ヲ以テ家産一万圓造成ノ目的ヲ以テ積立年末殘餘金ハ全部之ニ繰入レ且ツ年々増額ノ豫定
總 計	三〇〇、〇〇〇	〇、二〇七	一、四四六、〇〇〇

4 考

- 一、本豫算ハ大正五年以來九ヶ年間ノ豫算生活及會計簿生活ニヨリテ本年豫算ヲ編成シタルモノニシテ豫定シ難キ費目ハ總ベテ大正十三年ノ實際額ヲ計上シタリ
- 一、俸給生活者ハ毎月豫算ニヨル方適當ナルガ如キモ實際生活ノ經驗ニヨル時ハ左記理由ニヨリ毎年豫算ニ依ル方豫算決算ノ差少ク便利ナレバ六ヶ年前ヨリ年豫算ヲ標準トセリ
- 1、收入ニ於テハ毎月略均一ナレドモ支出ニ於テハ毎月額ニ甚ダシキ差額アリテ常ニ豫算生活ヲ破壊スルノ患アリ例ヘバ地方祭、正月、年末、夏休等ニハ支出甚ダシク多額ニ上ルヲ常トス
- 2、人間生活ノ單位ハ年ヲ以テスル事多ク月ヲ以テナス事稀ナリ
- 3、物品購入等ノ場合一時ニ多量(一ヶ年分)ヲ購入スルモ豫算ヲ破壊セズ
- 一、保險ハ何レモ三十ヶ年養老生命保險ニシテ主人ハ已ニ十六ヶ年主婦ハ五ヶ年前ノ加入
- 一、教育資金積立ハ大正三年十二月ヨリ實行
- 一、住宅造成資金積立ハ大正十一年四月ヨリ實行
- 一、家産造成資金積立ハ大正四年一月ヨリ實行
- 一、各貯金ノ利子ハ其種目毎ニ元金ニ繰入ル
- 一、支出各費目ハ可成豫算額内ニ於テ節約シ若シ止ムヲ得ザル場合ハ項目ヲ變更シテ之ニ充テ豫備費ニ噴入ラザルヲ本旨トセリ
- 一、豫備費ハ毎年之ヲ計上スルモ出產死去其他不時ノ災害等ノ外ハ使用セズ家産造成費ニ繰入ル、ヲ常トス
- 一、副業純益ハ毎年額約六七十圓ニシテ特別貯金トシ不時ノ災變ニ備フ

【短評】 家族ヨク勤勞セルコト、養雞ニヨル收入ヲ不時ノ經費ニ充テシコト、小遣錢ノ割當ヲ



ナセルコト、貯金ノ方針計畫ヲ示セルコト、以上ノ特長アリ

佐賀縣下の社會奉仕施設

佐賀縣に於ては報恩感謝の念を以て社會相互の福利を増進するため、犠牲的献身的に各自相應の努力を爲し公共物の尊重を計るため、毎年恒例として二月十一日を期し、社會奉仕日と定めたりしが、大正十五年以後は勤儉強調週間の或一日を以て之れに充つることとし、縣下一齊に之れが實施を見るに至つた。其の概況左の如し。

社會奉仕事業成績調

官公衙吏員	戸主會	青年團	主婦會	其他	計
學校關係	在郷軍人分會	少年團	婦女會	其	
團體數	二六	三六	四二	一八六	五七
奉仕員數	三三、三五	三三、一五	四〇、二八一	一一、九〇五	二、九〇五
見積價格	一、三三一、九〇〇	一〇、八〇八、〇〇〇	八、九〇〇、三〇〇	二、一八八、六〇〇	三六、一〇〇
					三三、〇〇六、八〇〇

事業種別

道路修繕、道路標木の設置又は手入、神社、寺院、名士、郷土戦死者の墓掃除、學校、役場、公衆運動

場、公園公會堂の手入、節約製作等により社會事業團體へ寄附、交通宣傳、公衆街燈の設置修繕、賦木記念木の手入植木、揭示臺(町名人名時事)ポスター配布、上下水道の整理、橋梁の修繕、公德奉仕箱、危險物入箱の設置及修繕、勤儉獎勵、生活改善、時間尊重等の宣傳其他。

横濱市に於ける貯蓄施設

横濱市に於ては、大正十四年中、市長を會長として横濱公心一錢會を設立し、各會員一世帯毎に貯金箱一箇を配布し、一日一人一錢以上の貯金を爲すこととし、委員四百九十餘名を設けて會員の募集に努め、既に會員數二万千餘人に達し、本年四月末に於て貯金額三万八千圓を算するに至つた。

概括

以上掲ぐる所の事例は、百千中の數項にして、勤儉獎勵開始以來の事績は、素より此等に留まらぬのである。況んや其の無形の効果に至つては、必らずや鮮少にあらざるべきを信する。即



ち勤儉を尊び、質素儉約を重んずるの風の如きは、事、精神上に屬するので、これを具體的に説明することは出来ないが、しかし各地に現はれて居る善行美績に徴して、其の一斑を推知することが出来るのである。然しながら此等の事項を、總て勤儉獎勵の結果とのみ速断することは出来ないけれども、勤儉獎勵に關する官公の施設は、一般國民の自覺と相俟ち、經濟、風教、社會の各方面に亘り、國運の伸張に寄與する所尠なからざるを思ひ、政府としては、今後更らに該運動の爲め一段の努力を拂ふの必要があるものと思はれる。顧れば該運動開始當時、世上往々にして此の運動に對する十分の理解を缺き、尠からぬ誤解もあつたやうであるが、今や、世論漸く一轉して、次第に理解と同情と後援とが、該運動に加へられんとするの狀あるは、邦家のため、寔に慶賀に堪へざる所である。

想ふに大正十三年八月政府が、勤儉獎勵の運動を開始してから、茲に一年十一ヶ月。其の間、大正八年以來累年入超の趨勢を續け、十三年末には遂に入超六億四千六百万圓といふ未曾有の額を示したるも、十四年末には二億六千七百万圓に激減し、對米爲替は大正十三年十月末の三十八弗二分の一を最低として、十四年一月以來漸次持直しの傾向を示し、本年六月上旬に於ては四十

七弗を示した。

又物價指數は、大正三年を一〇〇として、大正十四年一月には二二四、十一月には二〇七であつたが、本年四月に於ては一九三となつた。經濟現象は極めて複雑にして、如上の情勢を以て、直ちに勤儉獎勵の結果なりと斷する譯には參らないけれども、既往一年有十一ヶ月に於ける勤儉獎勵に關する官公の諸施設並に國民一般の自覺と努力との徒爾ならざりしを信じ、益々該運動を強調して、更に其の實績を收むるに努めんことを期するものである。

參考諸表

- 一、輸 出 入
- 一、爲 替 相 場
- 一、正 貨 增 減
- 一、國 債
- 一、物 價 指 數



種目	輸出入額		正價増減	國債額	爲替相場		物價指數
	出	入			倫敦向	紐育向	
大正十二年十二月末	出 一、四七〇、七五〇、七〇〇 入 一、九八二、三三〇、七〇〇 入超 五三四、四七八、〇〇〇	四、四七〇、七五〇、七〇〇	一、七五〇、〇〇〇、〇〇〇	四、四七〇、七五〇、七〇〇	最高 二志三片 最低 二志〇片 平均 二志一片	最高 四九弗 最低 四八弗 平均 四八弗	東京 三三二、五 倫敦 一八八、六 紐育 一五五、二
大正十三年十二月末	出 一、八〇七、〇三三、八三七四 入 二、四三三、四〇三、二五六 入超 六四六、四六七、四一九	四、七〇〇、二七四、一九二	—	四、七〇〇、二七四、一九二	最高 三志 最低 一志七片 平均 一志一〇片	最高 四八弗 最低 三八弗 平均 四二弗	東京 三三四、六 倫敦 一八九、三 紐育 一五六、三
大正十四年十二月末	出 二、三〇五、五八九、八〇七四 入 二、五七二、五六七、八六三 入超 二六六、九七七、九五六	五、〇二六、二四一、六六八	一、四一三、〇〇〇、〇〇〇	五、〇二六、二四一、六六八	最高 一志九片 最低 一志七片 平均 一志八片	最高 四三弗 最低 三八弗 平均 四〇弗	東京 二〇三、八 倫敦 一六五、七 紐育 一六六、四
大正十五年五月末	—	—	一、三七〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇二五、三三三、三〇七	最高 一志一一片 最低 一志一一片 平均 一志一一片	最高 四七弗 最低 四六弗 平均 四六弗	東京 一八六、九 倫敦 一五七、一 紐育 一四八、六
備考	—	—	大正十三年度 末發表ナシ	内外債 合計額	電信賣相場 一圓ニ付	電信賣相場 百圓ニ付 以上大藏省 調	日本銀行調

### 次號豫告

### 壯丁の教育成績調査

第十二輯

(八月中旬發行)

文部省普通學務局



295  
346

**會 則 (抄)**

**目 的** 本會は社會教育の發達普及を圖るを目的とし、特に青少年男女の教養指導に資せんことを期す

**事 務 所** 本會は事務所を東京市小石川區白山御殿町百二十七番地に置く

**經 費** 本會の經費は資産より生ずる収入會費及び寄付金その他の収入を以て充つ

**入 會** 本會に入會せんとする者は住所、氏名、業務等を記したる入會書を提出し理事會の承認を得るを要す

**贊 助 員** 本會に入會したる者を贊助員と稱す贊助員は會費一口以上を納付するものとす、但し之を分納することを得

**會 費** 會費一口一ヶ年分六圓、半ヶ年分三圓

**會 員**

會 長	一 名
理 事 長	一 名
理 事	十 一 名 乃 至 十 七 名
監 事	二 名
評 議 員	若 干 名
顧 問	若 干 名

大 正 十 五 年 八 月 三 日 刷 印  
大 正 十 五 年 八 月 五 日 行 發

**社 會 教 育 協 會 財 團 法 人**

助 謙 松 小 人行 庭 兼 初 園  
地 番 七 廿 百 町 野 山 白 區 川 石 小 市 京 東

輔 新 村 上 人 園 印  
地 番 三 日 丁 二 町 澤 龜 區 所 本 市 京 東

所 刷 印 村 上 所 園 印  
地 番 三 日 丁 二 町 澤 龜 區 所 本 市 京 東

會 協 育 教 會 社 人 法 團 財 所 行 發  
地 番 七 廿 百 町 野 山 白 區 川 石 小 市 京 東  
九 〇 五 七 川 石 小 話 電  
三 八 一 二 京 東 座 口 登 振

會 員 限 額 布

社會教育パンフレット

- |      |              |             |
|------|--------------|-------------|
| 第一輯  | 中等學校生徒思想調査   | 文部省普通學務局    |
| 第二輯  | 青少年と活動寫眞     | 東大助教授 青木誠四郎 |
| 第三輯  | 入學試験に關する調査   | 文部省學校衛生課    |
| 第四輯  | 中等學校生徒思想調査批判 | 社會教育談話會     |
| 第五輯  | 社會教育ボスター集    | 文部省普通學務局    |
| 第六輯  | 不良少年に關する調査   | 文部省普通學務局    |
| 第七輯  | 職業婦人に關する調査   | 內務省社會局      |
| 第八輯  | 體育運動團體に關する調査 | 文部省學校衛生課    |
| 第九輯  | 宗教類似團體調査     | 社會教育協會調查部   |
| 第十輯  | 青年訓練義解       | 文部省普通學務局    |
| 第十一輯 | 勤儉獎勵に關する調査   | 內務省社會局      |
| 第十二輯 | 勤儉獎勵に關する調査   | 內務省社會局      |

會員に限り無代頒布す

(特輯號)



終

